

厚 生 委 員 会

平成24年 3月14日(水)

## 厚生委員会

日 時 平成24年 3月14日(水) 午前10時00分開会—午後2時45分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、豊国副委員長、奥野、小川、中原、道工、辻下  
川端議長、出口副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 竹原、竹内、鍛冶、田島、和田

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、白井財政改革部長  
芦田しあわせ創造部長、岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長  
廣田しあわせ創造部高齢福祉課長、阿部しあわせ創造部高齢福祉課介護保険係  
串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長、  
波戸元しあわせ創造部住民生活課長、  
岸本しあわせ創造部保険年金課長  
松井しあわせ創造部保険年金課主幹  
福井しあわせ創造部子育て支援課長代理、  
岩田しあわせ創造部地域福祉課主幹兼係長、  
中野弘美しあわせ創造部深日保育所長、  
四至本財政改革部副理事兼行革推進課長、中村総務企画部理事

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名、全員出席です。

理事者につきましても、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、理事者から報告案件がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願ひいたします。

それでは3月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行います。

それではこれより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第2号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について議題とします。

本件については、担当課から説明を求めます。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 資料の1ページをご参照いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。14、国庫支出金、1、国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして3万2,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴うものでございます。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 2、国庫補助金、社会福祉費補助金といたしまして67万8,000円の増額補正を行うものです。内容といたしましては、歳出で説明いたします相談支援事業、地域活動支援センターの利用者の増加に伴う、国の地域生活支援事業費等補助金です。負担率は2分の1となっております。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 15、府支出金、1、府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、先ほどの国庫支出金と同様に国民健康保険基盤安定負担金の交付決定に伴い121万1,000円の増額補正を行うものでございます。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 2、府補助金、社会福祉費補助金といたしまして、まず地域生活支援事業費等補助金として33万9,000円の増額補正を行うもの

です。内容といたしましては、相談支援事業、地域活動支援センター利用者増加により事業費の増加に伴う府の補助金で、負担率は4分の1となっております。

次に同じく社会福祉費補助金として294万円の増額補正でございます。内容といたしましては、本年4月1日改正施行されます障害者自立支援法の円滑な施行支援を目的として、24年度まで延長されました障害者自立支援対策臨時特例交付金で歳出に計上しております、基盤整備のための障害福祉システム改修費に充当いたします。補助率は10分の10となっております。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 続きまして、児童福祉費補助金といたしまして69万3,000円の補正を行うものです。財源は子育て支援対策臨時特例交付金であります。内容としまして、保育システム修正委託料に充当するものでございます。

続きまして、17寄附金、児童福祉費寄附金としまして3万円の補正をお願いするものです。内容といたしまして、匿名の住民より、福祉のために使用してほしいとの申し出がありましたのでこれを行うものでございます。以上、当委員会付託分としまして合計592万3,000円の補正を計上させていただいております。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 続いて歳出について説明をさせていただきます。委員会資料の3ページをご参照ください。3、民生費、1、社会福祉費、障害者自立支援特別対策事業としまして294万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、歳入で説明いたしました国の臨時特例基金を活用しまして、障害者自立支援法改正法の4月施行に向け、現行の障害福祉システムのプログラム改修を行うものです。障がい者の自立を支え、利用者負担の軽減を図り、より適切なサービス利用が行われるよう、パッケージソフト費用、及び導入に伴う作業経費となっております。

次に、地域生活支援事業としまして135万8,000円の増額補正でございます。内容につきましては、地域生活支援事業の中で相談支援事業及び、地域活動支援センター事業につきましては市町村の法定事業に位置づけられておりまして、当町では、3障害を対象に日本ヘレンケラー財団まつのき園に阪南市とともに委託しているところです。補正の理由といたしましては、まず基本的な相談利用件数の増加、また創作活動、社会との交流活動、作業療法士等による訓練などを受ける地域活動支援センター利用数がともに増加をいたしております。事業費の負担増が見込まれることから、相談支援事業に45万5,000円、地域活動支援センター事業に90万3,000円の増額補正を行うものです。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 続きまして、国民健康保険特別会計繰出金基盤安定として1

65万7,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、先ほどの国、府からの負担金と、町の負担分4分の1を合わせて一般会計から国民健康保険特別会計軽減分159万3,000円と支援分6万4,000円を繰り出すものでございます。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 続きまして、介護保険特別会計繰出金972万円を増額補正するものです。居宅介護サービスなどの介護給付費等の決算見込みに伴う補正を行うもので、内訳といたしましては、介護給付費への繰出金が820万6,000円、事務費への繰出金が142万9,000円、地域支援包括・任意事業への繰出金が8万5,000円です。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 2、児童福祉費、安心こども基金特別対策事業としまして69万3,000円をお願いするものです。

内容としまして、保育システム修正委託料でございます。これは扶養控除見直しの前の旧税額へのベースでの保育料の算定に改修を行うものでございます。

続きまして、5、簡易心身障害児通園事業費、こぐま園管理費としまして3万円です。

内容としまして、匿名の住民より福祉のために使用してほしいとの申し出があり、今回こぐま園の機械器具費としてプリンターの購入を予定しております。以上当委員会付託分としまして合計1,639万8,000円の補正を計上いたしております。

反保委員長 それでは、ただいまの説明から質疑ございませんか。はい、中原委員。

中原委員 委員会資料2ページの歳出の中で、2点ほどお尋ねしたいと思います。

1点目は、民生費の自立支援法にかかわる障害者システム改修委託料のことでもう少し詳しくお聞きしたいと思います。

先ほど歳出の説明の中で利用者負担の軽減というお話があったと思いますけれども、その中身をもう少し具体的に確認をさせていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、同じく2ページの児童福祉費の中で保育システム修正委託料の説明が先ほどありましたが、ちょっと詳しく中身が把握できなかったのもう一度説明をいただきたいと思います。ちなみに扶養控除の見直しという言葉が説明の中であったかと思いますが、これは何扶養控除のことを指しておられるのかそのあたりも含めてもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 1点目の障害者自立支援法改正法の中のプログラム修正の利用者負担の見直しの点について、現在、障害福祉サービスや補装具費等の費用、自己負担につきましては月額上限額が別々に設定されているところです。この

たびの改正によりまして、障害福祉サービス費プラス補装具費と合算することで利用者負担の軽減が図られるという内容となっております。

ただ、住民税非課税世帯の方につきましては、現在も利用者負担は無料となっておりますので、課税世帯の方につきましては利用者負担の軽減が図られてくるという改正内容となっております。

福井しあわせ創造部子育て支援課長代理 2点目の保育システム委託料の件ですが、これにつきましては昨年の税制改正による15歳以下の子どもが扶養控除から所得税法上外れた者に対して保育システムでは、その外れた人間を扶養者と、控除者とみなして税額を計算し直すシステムの修正でございます。

中原委員 1点目の障害者システム改修委託料についてももう少し確認をしておきたいんですが、一定の軽減が図られるということであるかと思えますけれども、以前はこの障害者自立支援法は原則1割負担ということで、障がいが重ければ重いほど負担も重いという根幹、制度の根幹に大きな欠陥があるというふうに私は考えているんですけども、これ原則1割の部分については大きくは変わっていないというふうに私考えるものなんですが一定の手当はされてきているということで、この手当については否定するものではありませんけれども、やはり抜本的な見直しが必要だと考える立場なんですね、そういう意味では、原則1割というその制度の根幹、一番の問題点だと思ってるんですけども、これここにはまだ手がつけられていない、という私の認識でよろしいでしょうか。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 中原委員さんのおっしゃるとおり、今回の改正でも法律上も負担能力に応じた負担が原則であることが明確化されておりますので、原則1割負担という部分は変わりなく、先ほど申し上げました部分で一定の負担軽減を図るという内容となっております。

反保委員長 はい、ほかにございませんか。ないようですので質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。はい、中原委員。賛成ですか、反対ですか。

中原委員 賛成です。

反保委員長 反対討論ございませんか。

ないようですので中原委員。

中原委員 今質問の中で確認をさせていただきました、障害者システムの改修については原則1割という制度の一番の問題点と感じている根幹は残されているという点や、また保育シ

システムの修正委託料については、これは実質は住民にとっては負担増となる中身の扶養控除に合わせるということになりますので、その2点については問題があると考えられるものがありますけれども、まつのき園に委託している相談事業や機能訓練等について必要な手当等が講じられているということをかんがみて総合的には賛成をしたいと思います。

反保委員長 はい、ほかにございませんか。

ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。議案第2号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第5次）の件」のうち本委員会に付託されました案件について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

満場一致であります。

よって議案第2号のうち、本委員会に付託されました案件は可決されました。

議案第3号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）の件」を議題とします。本件について担当課から説明を求めます。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 資料の3ページをらんください。

まず歳入でございます。1、国民健康保険料、1、国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料として165万7,000円の減額補正でございます。

内容につきましては、保険基盤安定の交付決定に伴い、保険料の財源を調整するものでございます。

次に、10、繰入金、1、他会計繰入金、保険基盤安定繰入金（軽減分）として159万3,000円、次の保険基盤安定繰入金（支援分）として、6万4,000円の増額補正でございます。

内容としましては、保険料の政令軽減額が確定したことに伴います一般会計からの繰入金でございます。

続きまして次ページの歳出を説明させていただきます。

2、保険給付費、1、療養諸費、一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費につきましては、一般会計からの保険基盤安定繰入金の軽減分と支援分をこの費目に予算上充当しておりますことから財源更正をするものでございます。

次に、2、高額療養費、一般被保険者高額療養費につきましても、先ほどと同じように一般会計からの保険基盤安定繰入金の軽減分と支援分をこの費目に予算上充当しておりま

すことから財源更正をするものでございます。

反保委員長 はい、それでは質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので質疑終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。議案第3号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)の件」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

満場一致であります。

よって議案3号は本委員会において可決されました。

議案第5号「平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘)定補正予算(第3次)の件」を議題とします。本件について担当課から説明を求めます。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 委員会資料の5ページ、6ページをお開きください。

初めに歳入です。今回の補正の理由は3つあります。

1つ目は、保険給付費について、要介護認定者にかかる介護サービス費が増加し、一方では要支援者にかかる介護予防サービス費が減少しているために行う保険給付費の補正にかかる財源調整を行うものです。

2つ目は、地域支援事業において、在宅での介護を支援する目的で介護用品などの支給をしています、家族介護支援事業費が増加しているために補正を行うものです。

3つ目は、平成24年度から実施される介護報酬改定にかかるシステム改修費用について補正を行うものです。

歳入の補正予算としまして、1、保険料、1、介護保険料、現年度分特別徴収保険料、1,177万8,000円、現年度分普通徴収保険料130万9,000円の増額補正です。

次に、4、国庫支出金、1、国庫負担金、現年度分介護給付費負担金、1,372万2,000円、2、国庫補助金、現年度分調整交付金、343万1,000円の増額補正です。

次に、現年度分地域支援事業交付金16万9,000円の増額補正です。

続いて、介護保険事業費補助金として報酬改定にかかる介護システム改修事業補助金、

172万1,000円の増額補正です。補助率は2分の1です。

次に、5、支払基金交付金、1、支払基金交付金、現年度分介護給付費交付金として1,970万1,000円の増額補正です。

資料の6ページをお開きください。6、府支出金、1、府負担金、現年度分、介護給付費負担金761万7,000円の増額補正です。

続いて2、府補助金、現年度分、地域支援事業交付金、8万5,000円の増額補正です。

次に、10、繰入金、1、一般会計繰入金、現年度分、介護給付費繰入金、820万6,000円、現年度分、地域支援事業繰入金、8万5,000円、事務費繰入金142万9,000円の増額補正です。

続いて歳出に移らせていただきます。資料の7ページをお開きください。

1、総務費、1、総務管理費、介護保険OA経費として事務処理システム改造委託料として315万円の増額補正です。

2、保険給付費、1、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費5,226万5,000円、地域密着型介護サービス給付費2,433万9,000円の増額補正です。

次に、施設介護サービス給付費1,177万6,000円、居宅介護住宅改修費115万9,000円の減額補正です。

続いて、居宅介護サービス計画給付費746万円の増額補正です。

続いて、資料の8ページをお開きください。

2、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス給付費758万円、介護予防サービス計画給付費58万5,000円の減額補正です。

次に、4、高額介護サービス等費、高額介護サービス費188万4,000円、6、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護サービス費83万1,000円の増額補正です。

次に、4、地域支援事業費、2、包括的支援事業任意事業費、家族介護支援事業委託料として42万4,000円の増額補正です。

以上、当委員会付託分として歳入、歳出ともに6,925万3,000円の増額補正でございます。

反保委員長 質疑ございませんか。

中原委員 説明の一番初めに、3点にわたって今回の補正の要因について説明をいただいたとこ

ろですが、その3つ目のシステム改修について確認をさせていただきたいと思います。この4月1日から変わる分に合わせるということだと思うんですけども、具体的にはどういった中身の介護報酬の単価の改定ということになるのか、それを教えていただきたいと思います。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 システム改修に関しましては、介護報酬1.2%の上昇分と地域区分の見直し、今まで岬町はその他地域であったところが、6級地の見直しを受けましたので、3%の上昇分に合わせてシステムを改修いたします。

中原委員 今2点説明をいただきましたけれども、そのことに伴って予想できることなんですけれども、例えば町内にある介護サービスの提供している事業者さんのところの収入が、多少なりともふえるということでしょうかね。その点を確認したいと思います。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 中原委員のおっしゃっているように、単価が上がってまいりますので、事業所の収入が増になるということにつながります。

反保委員長 ほかにございませんか。ないようですので質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。ないようですので討論を終わります。

続いて採決を行います。議案第5号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3次）の件」について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

満場一致であります。

よって議案第5号は本委員会において可決されました。

議案第6号「平成24年度岬町一般会計予算の件」のうち本委員会に付託されました案件を議題とします。本件につきましては、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入、歳出をそれぞれ分けて審議をいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは歳入から審査に入ります。

委員会資料の9ページから12ページをごらんください。質疑ございませんか。はい、奥野委員。

奥野委員 歳入の9ページの一番最初の1の児童福祉費負担金で、1点確認したいんですが、その節の中の児童福祉法第56条による負担金、滞納分307万1,000円、これはどう

いう内容の滞納分なのか、そして金額もかなり多いんですが、これはずっと何年分ぐらいのものになっているのか、お願いいたします。

反保委員長 答弁をお願いします。岡本理事。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 この児童福祉法第56条による負担金滞納分であり  
ます。保育所の滞納分につきまして、過去よりの滞納額の50%を目標として計上させて  
いただいております、それが307万1,000円でございます。

奥野委員 ちょっと今聞こえにくかったところがあったのですが、今年の分の半分の50%の滞  
納分って言ったのですか。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 現在滞納としている分でその分に対しての徴収率で計算を  
入れまして、町から滞納している分に関し、過去の分で計算を入れまして、滞納をされて  
いる方からいただく、滞納額、保育料の滞納分です。今年の方ではございません。

奥野委員 何か頭悪いのかちょっともう一回理解するけれど、もう少しわかりやすく言ってもら  
えませんか、何か4割とか何とかいう数字もあったと、4年か、もうちょっとわかりやす  
く言ってもらえませんか。

反保委員長 岡本理事もう一度答弁のほうを。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 これは、23年度の保育料の滞納をなさっている  
方々の分で、滞納されている分の55%の方々から保育料として徴収をさせていただく金  
額となっています。

奥野委員 はい、あの、ことしまでの55%の金額がこれだということですがけれども、この滞納  
をどのような形の徴収方法とお考えなのか、そこお聞かせください。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 はい、滞納に関しまして、私どもが今まで文書とか  
いろいろでやっていたんですけども、今年この目標に達するために職員が出向いて、面  
談を行って、滞納額を納めてもらうように考えております。

また、滞納なさっている方々で、保護者の方がありましたら、保育所の所長及び保育所  
のほうからもこの件については話をさせていただき、それと同時に子育て支援課の私ども  
も出向いて、面談、相談等を行って納付を促すように考えております。

反保委員長 はい、奥野委員。

奥野委員 これから徴収に行かれるということですが、件数的にいうとどのくらいの件数になり  
ますか。

福井しあわせ創造部理事兼子育て支援課長代理 件数につきましては、22世帯の、子ども数にすると33

人分が滞納となっております。

奥野委員 はい、結構です。

反保委員長 他にございませんか。はい、中原委員。

中原委員 今、保育所の保育料のことがあがりましたので、そのことについて申し上げておきたい点が1点あります。

こういった滞納されている方への対応ですけれども、これまでも私は繰り返し、丁寧な対応を、ということをお願いしてきたところでありますし、私が把握している実態に限って申し上げると、実情に即した形で対応していただいているというふうに感じているところなんです。

ところが保育料のみについてはないんですけれども、固定資産税であるとか、国民健康保険料であるとか、まあ公共的な料金ですね、そういうことに対する対応については比較的丁寧な対応をしていただいているというふうに思ってるんですけれども、今答弁の中で、所長さんとか支援課の職員も含めて面談をして、相談していくということでありましたが、やはり現場の保育に携わっている方々に滞納の徴収にかかわっていただくということについては少し慎重に考えられるほうがいいんじゃないかなというふうに思いましたので、その点については今後運用されるときによく検討いただきたいと、意見を申し上げておきたいと思います。

質問なんですけど、委員会資料の9ページから10ページにまたがる部分で、国庫支出金と府支出金の中で、負担金というのがあるわけですが、この中で保育所の運営費負担金というのなくなっているんですけれども、これはどのように対応されているのかお聞きしたいということが1点。

それから資料10ページの、一番上の左端の説明のところで行きますと、真ん中の少し上あたりに子育て支援交付金というのが2カ所にまたがってあると思うんです。

この2つについてはどういった事業に充当されるのか、次世代育成支援にかかわる予算なのか、というふうに考えているんですが、具体的にどのような事業に充てていかれるのか、確認しておきたいと思います。それが2点目です。

それから3点目に、今申し上げた子育て支援交付金の下に、保健衛生費補助金ということで、がん検診推進事業補助金と書いてありますが、これは女性のがん検診のことを指しておられるのか、確認をしたいと思います。

反保委員長 以上3点。福井課長代理。

福井しあわせ創造部子育て支援課長代理 まず1点目の保育所運営費、国負担金、府負担金につきましては、平成23年度は、岬町において住所地がある保護者が勤務の都合上、町内の保育所へ送迎が無理なため、勤務地への経路である他市への預け入れを行うため、広域入所と申しますが、岬町と他市が契約をして、他市に入所させることにより、他市と岬町の保育料単価差をこの負担金で賄っていたわけなんです、今年度につきましては今の段階では他市への委託する申し入れがないもので、当初からは外れております。

2点目の子育て支援交付金のことですが、児童福祉補助金につきましては、子育て支援交付金は委員が言われましたように、23年度当初予算の段階では次世代育成支援対策交付金という名称であがっていたものが、平成23年度途中で交付金名称が変わりましてこの子育て支援交付金となったものでございます。

対象の事業については地域子育て支援事業と一時預かり事業が対象となっております。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 同じく2点目の子育て支援交付金、保健衛生費補助金の236万3,000円の事業ですが、こちらにつきましては食育推進事業、並びにこんにちは赤ちゃん訪問事業として、昨年度まで次世代育成支援対策交付金として歳入を受けていたものでございます

3点目の、がん検診推進補助金につきましては、中原委員おっしゃられました乳がん及び子宮がんの女性のがん検診無料クーポン事業に加えまして、働く世代の大腸がん検診無料クーポン事業と合算しまして、計上いたしております。

反保委員長 中原委員よろしいですか。

中原委員 2点目にお答えをいただいた子育て支援交付金の児童福祉費補助金の説明の中で、地域子育て支援事業と一時預かり事業に充当する、ということでありましたけれども、地域子育て支援事業は具体的にどんな事業をされているのか、確認をさせていただきたいと思っております。

それから3点目、がん検診のことについて説明をいただきましたが、昨年度の当初と比べて、昨年、違うな、今年度の当初と比べて来年度予算の金額が増額になっているのは、先ほど説明をいただいた大腸がんもこの補助金の中に加えられているというか、そういったことが要因だと認識すればいいのか、確認させていただきたいと思っております。

福井しあわせ創造部子育て支援課長代理 1点目言われました児童福祉費補助金の子育て支援交付金につきましては、地域子育て推進事業につきましては、臨時職員の人件費等に充当させていただいております。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 中原委員のおっしゃるとおり、大腸がん  
検診分の経費が追加になりまして増額ということでございます。

反保委員長 他にございませんか。はい、中原委員。

中原委員 資料1 1 ページの節、児童福祉費補助金の中で、説明に子育て支援対策臨時特例交付  
金とありまして、安心こども基金と書かれているんですが、この事業、この交付金を活用  
しての事業をお示しいただきたいと思います。

それから同じく1 1 ページの保健衛生費補助金の中で、低所得者のワクチン接種費用の  
負担軽減事業補助金というのがなくなっているようなんですけれど、どこかで名前が変わ  
って継続されているのか、その点を確認したいと思います。

それから、1 2 ページの諸収入、雑入の中で保健事業一部負担金と、これは増額になっ  
ているようで、そのすぐ下の身体障害者福祉電話本人負担金というの、増額の見通しで  
あるようなんですけれど、この中身について、その増額理由というかそのあたりの説明を  
いただきたいと思います。

反保委員長 以上3点の答弁をお願いします。

福井しあわせ創造部子育て支援課長代理 節3の子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基  
金が何に充当されるかという、どのような事業に充当されるかということですが、これに  
つきましては次年度より行われます、今のところ仮称名称になっておりますが、子どもの  
ための手当等という子ども手当が変わる、子どものための手当のシステム改修に充当させ  
ていただきます。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 まず、低所得者ワクチン接種費用負担軽  
減事業補助金がなくなっているという質問ですが、これにつきましては新型インフルエン  
ザに対する助成事業として、この事業につきましては2 2年度までで終了をいたしてお  
ります。そのために計上してないということになります。

次に1 2 ページ、保健事業一部負担金の増額の理由ですけれども、2 4年度より国保対  
象の方の検診事業費につきましては国保特会から一般会計のほうに移行いたしました。そ  
れに伴いまして一部負担金の歳入も、国保対象の方を加えて計上いたしておりますので増  
額となっております。

3点目の身体障害者福祉電話本人負担金、この増額の理由ですけれども、現在身体障  
がい者の福祉電話で、通話料千円を超過する部分について本人負担としておりまして、今年  
度の実績に見合った額、相当額ということで計上をさせていただいております。

反保委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出に入ります。なお参考資料といたしまして配布しております、本委員会主管内訳表をあわせてごらんください。

まず総務費に入ります。予算書39ページの日、交通安全対策事業費、44ページ、45ページの項、戸籍住民基本台帳費をごらんください。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。予算書の47ページから60ページをごらんください。ただし54ページ、55ページの日、文化センター費は他の委員会の所管ですので除きます。質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 予算書の48ページの節8の報償費の中に、災害見舞金が計上されているんですが、この中身と理由について確認をさせていただきたいというのが1点目です。

それから49ページに節19の負担金、補助及び交付金の中で、社会福祉協議会への補助金がありますけれどもこれは増額傾向にあるようなんですが、その理由を確認させていただきたいと思います。

合わせて同じ節の中で、今申し上げた社会福祉協議会の補助金の2つ下に、障害者相談事業等負担金と、これも増額傾向にあるようですので相談がふえている、ということであるのか、増額の理由や傾向等について確認をさせていただきたいと思います。

反保委員長 まず3点にします。

中原委員 そうですね。

反保委員長 答弁をお願いします。串山課長。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 まず1点目の災害見舞金ですが、この件につきましては22年度、23年度と床上浸水や火事で半焼、全焼で、見舞金を支払うケースがございまして、臨時経費等で支出をしていたところです。災害がないことを祈りたいですが、22、23年度と見舞金がございましたので、このたび4万円を災害に遭われた方に対する見舞金として、住民の方の生活の安定と福祉の増進を図る、という目的で、当初予算に計上させていただいております。

次に、2点目の社会福祉協議会補助金で増額になっている理由ですけれど、社会福祉協議会につきましては、プロパー、正職員4名の人件費相当分を助成することによって、行政では担えない社会福祉活動を広く企画し、調整していただくという目的で補助を行っているところです。

増額分につきましては、4人の人件費の部分で職員に準じて等級をそれぞれに上げた差額分の増額ということになっております。

次に障害者相談事業等負担金ですけれども、今回補正予算で計上しております阪南市まつき園で実施をいたします相談支援事業、及び地域活動支援センター事業の利用数が、当町のCSW等の紹介によりまして利用される方が伸びているという状況がございます。それに応じまして増額計上しているということです。

反保委員長 中原委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

中原委員 資料の49ページから50ページにかけての、節20の扶助費のことなんですけれども、何かふえているものもあれば、減っているのもあったり、これは以前あった給付費なんだけれど、その名前がなくなっているとか、そういったことが見受けられるんですね。これは制度の移行に伴う変化ということだろうと思うのですが、総合してお答えいただきたいんですけれども、この制度の変化によって事業所とそれから利用されている個人や世帯ですね、そのそれぞれの変化がどうなっているかということをお聞きしたいと思います。

それから、資料の51ページの老人福祉費の中で、節13の委託料というのがありますけれども、有料老人ホーム集団指導委託料と、それから市民後見人育成委託料、この事業の中身等について確認をしたいと思います。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 1点目の障害者自立支援法に基づきまして、扶助費で大きく金額の計上が変わっているという部分ですけれども、18年から始まりました障害者自立支援法に基づく旧の障害者サービスにつきましては、この4月1日をもって新体系にすべて変わるということになっていまして、現在一番大きい変更といたしましては、工房みさきさんが旧の授産施設から移動支援や就労支援B型という新体系サービスに変更されるということがございます。

大きく中身を見ますと、精神障がいの方も地域移行、地域定着支援を行い、できるだけ地域で普通に暮らしていただけるよう法改正にのっとり支援を進めていくという状況でございます。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 2点目の有料老人ホーム集団指導委託料についてなんですけど、

大阪府が実施する集団指導について、24年度から有料となりまして、府に対して委託料を支払うというものです。

3点目の市民後見人育成委託料についてですが、今後親族等による成年後見の困難な高齢者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として住民の役割が強まると考えられるところから、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって、権利擁護を推進しようとするものです。

担い手となる市民後見人育成のための研修にかかる経費を、大阪府社会福祉協議会に委託するものです。

中原委員 先ほど、2点目にお聞きしました扶助費のことなんですけれども、私が心配だなあ、と思うことは、まずこういった障害者福祉のサービスを実施する事業所の運営、特に財政的な運営のことがひとつ心配なんです。

自立支援法の導入に伴って、単価等の変更もありまして、事業所の運営そのものが非常に厳しくなっているということが継続して発生しておりますので、そのあたりがいかにか、ということをお聞きしたいと思います。

それからこの移行に伴って、その事業所等を利用されている、またサービスの給付を受けておられる利用者の方々ですね、その方々への負担がもう一つ気になる点なんです。そのあたりについてはいかにか、先ほど補正予算の中で少し話をしましたが、原則1割という根幹は変わっていない状況ではありますので、そこについては多少の軽減が図られるということは反映されているところかと思っておりますけれども、事業所の財政面での実態がどうあるのか、またそれぞれの利用者の経済的な負担がどうあるのか、その2点についてももう少しお話を聞きたいと思っております。

それから資料54ページの、健康ふれあいセンター費について、確認をさせていただきたいと思っております。

公衆浴場の事業の内容の縮小はあったものの、継続するといったこともあって、さまざまな変化が運営上あるわけなんですけれども、その実態について、特にトラブルや問題などが発生していないかということを確認しておきたいと思っております。

とりあえず今は2点について、お答えをいただきたいと思っております。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 まず1点目の障害者自立支援法の改正に伴って、事業所等の運営に対する負担についてはどうか、という質問ですが、確かに新体系に移行されて、事業所さんでは試算をされまして、多少定員をふやされたという情報は

入っているところです。

また障がい者のための相談支援の強化ということが、このたびの整備法でうたわれておりまして、現在、まつのき園に障がい者の相談支援事業を委託しているところですが、だんだんと利用者が増加していて、できれば複数体制にできないかということを経営所等の意見も伺いながら、行政としてできる部分はどうか協議をしているということを報告させていただきます。

あと、利用者負担についてはどうかということですが、昨年の10月よりグループホーム、ケアホームの家賃の1万円補助等の新しい制度も創設されたところです。原則1割負担とはなっていますが、非課税世帯の方につきましては自己負担の無料化というものが依然としてずっと残っていますので、負担がしんどいという情報は入っていないということでお答えさせていただきます。

3点目の健康ふれあいセンターの運営について実態はどうかということですが、ご承知のことと思いますが、おふろのボイラーの機械の故障によりまして追い炊きができないという事態となっておりまして、ことしの1月より住民の皆様には節湯ご協力をお願いということで掲示をさせていただいて、協力をいただいております。

現在のところお湯が不足したという事態は避けられまして、何とか3時から8時半までの通常の営業は滞りなくできていると聞いているところです。

実態といたしましては、1度にシャワーを使われて、一瞬おふろのお湯がぬるくなるというお話はありますが、何とかご協力をいただき、この冬は乗り切れたかなと思っているところです。

反保委員長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。

中原委員 予算書の57ページの児童福祉施設費の節13、委託料の中で、調理室の排水施設清掃委託料というのと、調理室の換気扇委託料というのがありますけれども、業務内容は大体わかるんですけど、これは毎年こういった事業を委託しているのか、何年かに1回とかいう格好であるのか、お聞きしておきたいと思います。

それから、59ページの乳幼児医療助成費について確認しておきたいと思います。節20の扶助費の中で、乳幼児通院医療と、それから入院医療にかかわる予算が計上されておりますが、これは2つとも後ほど審議することになる案件が反映されているというふうに考えていいのでしょうか。

反保委員長 はい、2点答弁お願いいたします。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 57ページの委託料で、調理室の排水設備清掃委託料と調理室の換気扇清掃委託料、これは毎年行っております。

続きまして、59ページの乳幼児医療の扶助費の件でございますが、これは予算、ことし臨時の、次に出てきます分に関しまして反映しております。

中原委員 2点目にお答えをいただいた、乳幼児の通院と入院の医療費について再度お聞きしたいんですけども、この通院医療費についてはやや減少傾向なのかと思うんですけども、これは今年度のこの制度の利用実態を反映しているというふうに考えればいいのか、その点を確認したいと思います。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 通院医療につきましても、委員指摘のとおり実績をもって予算に反映しております。

反保委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、民生費の質疑を終わります。

続いて、衛生費に入ります。

予算書60ページから68ページをごらんください。

ただし、61ページ目の保健衛生総務費及び62ページ目の環境衛生費のうち、土木下水道課にかかるものは、他の委員会の所管ですので除きます。

質疑ございませんか。

奥野委員 予算書の62ページの3、環境衛生費の1、報酬。廃棄物減量等推進審議会委員報酬11万8,000円とありますけれど、この審議会ですね、どういう審議会なのか先に説明をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 岬町廃棄物減量等推進審議会の位置づけというところだと思いますが、この審議会につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、あるいは岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例に、各市町村の区域内において一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができるという規定がございます。平成19年の3月の議会におきまして岬町廃棄物減量等推進審議会条例が可決され、現在に至っております。

委員については学識経験者、住民団体の代表、関係事業者の代表等で、10名以内で構成するものでございます。

奥野委員 19年の3月に設立された条例と、今説明をいただきました。この当時、前石田町長のときだったと思いますけれど、ごみの無料化を有料化にするためにここにかかった、諮問

されたいふうに私も記憶しております。

それで、当時もう少し委員報酬も高かったように思いますけれども、それ以来ずっと私もさかのぼって予算書を見たんですが、この審議会委員の報酬、ずっと予算がつけられております。まあ、来年度も当然ついているわけですが、ちなみに平成19年の3月以降、平成20年度からですね、予算ついていますけれども、審議会の開催ほどの程度されたのか報告願います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 平成19年の3月に審議会を設置する条例以降、平成20年12月に町長から一般廃棄物処理基本計画の策定について諮問がございました。その諮問につきまして、平成20年12月22日、それから平成21年の1月、2月、3月と、合計4回の審議があり、平成21年の3月27日に諮問の内容につきまして町長に答申をされました。

それ以降については、委員の任期が平成20年12月22日から平成22年12月21日という2年間ございまして、それ以降新たな委員の選任を行っていない状況で、現在は審議会の開催はございません。

奥野委員 今、平成20年度で4回開催されたという報告ではありますが、では平成21年度、平成22年度、平成23年度、この3年間は委員報酬をつけながら開催はされていないということでもありますけれども、審議内容、諮問内容がないというふうに判断されるのか、その辺、なぜそれなら予算をつけるのか、そのあたりの整合性はどうか報告願います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 この審議会につきましては、その年度内において新たな一般廃棄物処理の計画について、あるいは分別の方法、また一般廃棄物の減量あるいは利用、再利用というようなことに関して町長から諮問する必要あったときに審議会を開催するので、急遽ということも十分考えられますので、その審議会の設置を予算上しておく必要があるということで、その報酬について計上しております。

奥野委員 なるほど、では、最後に。

まあ、急遽あればというための予算というふうに今思いましたけれども、田代町長になられてから開催されていないということではありますが、議案の第24号、25号に関する件は後ほど話しますが、まあ実際無料であるような私は審議会であるように思いますし、今行革でいろいろと予算変わったりする中で、必要ないというものであれば削るべきものだというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

田代町長 今おっしゃられたことについては、今担当から説明がありましたように、いつかはわか

りませんが、不意に諮問を要する場合が出てくるかと思えます。しかしながらこの2年ほどはそういった特別に審議会を設けて諮問をお願いするという案件は、たまたまなかったというふうに私は理解しております。

今後さらに出てくるのが予想されますのは、やはり今東日本大震災の瓦れきの問題がであります。一般質問等でも出ておりますとおり、こういった判断をする場合に、やはり審議会等を設けていただいてそこで諮問する機会があるのではないかなど、このように思っています。

そういった意味では、やはり近々に要する審議会でございますので、常時予算化をしておく必要があるという判断のもとで予算化させていただいております。

奥野委員 この件に関してはもうこれで結構ですが、また後ほど議案第24号、25号のときに関連でまた質問をさせていただきます。

あともう2点ちょっと確認したい点があります。予算書の66ページの需用費の中の修繕料4,804万5,000円。昨年も4,700万円ほどの修繕費があったと思いますが、ことしはどのような修繕内容になるのか説明をお願いいたします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 この塵芥処理費に計上しております修繕料につきましては、大きくはごみ焼却場の定期検査の費用、それから設備等の修繕の費用、それ以外に処理施設で使っております車両の車検いうのも修繕料で計上しております。

そのダンプ、灰をフェニックスに運んでおりますけれども、その4トンのダンプの修繕料、あるいは軽四の車両といったようなものの修繕も含んでおりますので、その分が増えているんですけれども、焼却場の定検の内容につきましては、今現在3月の定期検査で炉が停まっておりますが、その修繕の内容から、翌年度の10月ぐらいに実施を予定しておりますけれども、その修繕に向けてどのような補修を緊急の箇所がある、あるいはここは至急にやらなければいけないというようなところの精査をしなければなりませんので、この予算につきましてはプラントメーカーのほうで、ことしの予定というところを出してきた額でございますが、その内容についてまだこれから精査しなければいけないので、どこという箇所になるというところは今ちょっと申し上げるものがないという状況でございます。

奥野委員 これからの定検の費用という今説明でありましたが、大枠で定検で大体どれくらい、車両修繕代でどれくらいというのがわかりますか。その内訳あれば。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 修繕料につきましては、昨年予算額と同額の4,701万

9,000円、それからそのあと、残りの分につきましては、102万6,000円が車両の修繕、車検代等でございます。

奥野委員 その下の66ページの委託料の中を少しお聞きしたいと思います。

今回ごみ収集委託料として、平成23年度よりは少し減額になっております。その半面、その下の粗大ごみ等処分委託料、逆にこれが320万円ほどアップになっております。当然あとの議案第24号、25号の関連になろうかと思いますが、その増減の内訳がわかれば説明をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、ごみ収集委託料につきましては、排出されるごみの量に応じて、収集の委託料については中身を、金額を精査しておりますけれども、一応ごみの見込みとしては減量するというのと、それと人件費の減ということもございまして、それも加味して減額をいたしております。

それから、粗大ごみの処分の委託料でございますが、平成24年の5月まで、現在行っております事業者による契約がございます。6月以降、新たな入札によりまして事業者を決定するというものでございますので、設計額で平成24年度は計上いたしております。

小川委員 何点かお願いいたします。

奥野委員の関連になるんですが、62ページの環境衛生費、報酬の面で、先ほど担当からの答弁によりますと、この審議会委員が平成21年の4月をもって任期がなくなったとお聞きしました。今現在は、その9人については委員がないという解釈でよろしいのでしょうか。そうすれば、委員がないのであれば委員の報酬を予算化するというのはどういう理由か、これ1点。

次に、予算書の66ページ、13、委託料について。昨年の12月に行政側から有料化を無料化という提案をされました。ただ、昨年の12月には有料という形で可決されております。私の判断でしたら、条例があるのであれば次に施行日を決め、次に当初予算で指定袋の予算化すべきではないのかと。これ、指定袋の予算化をしていないのはなぜか。後にする議案第25号の上程が可決されるのを見込んで予算化していないのか。

それと、この町長にお聞きしたいんですけれども、運営方針の中でリデュース、リユース、リサイクル、「3R」の推進を基本として云々がありまして、焼却ごみの減量による焼却施設の延命化及び償却費の削減に取り組むとございますが、どのような形で具体的にこれを推進していくのか。この点についてお答え願います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、1点目の廃棄物減量等推進審議会委員の報酬につま

して、現在平成22年12月21日の任期をもって、以前に選任させていただいた委員については任期が満了しております、それ以降新たな委員の選任をいたしておりません。ですから、今審議会はありますけれども、委員はまだ選任をしておりません。

その委員の審議会自体の設置については、先ほども町長からもございましたように、緊急、あるいは諮問をしなければいけない事項等がある場合に設置を行うもので、その際に報酬の必要も出てきますので、そのためにというところでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目の条例の今現在、一部改正条例が議案第25号でお願いをいたしておりますけれども、現在の有料化の条例につきましては、新たな条例の施行日を定めて施行するという附則がついております。その条例の施行について、新たな条例を定めることの議案を提案しておりませんので、その施行日が定まらない分について、予算の計上は行っていないというところでございます。

田代町長 「3R」、つまりごみの減量化ということについて今後どのようにやっていくのかということだろうと思っておりますけれども、従来住民の方と一緒に共同でお願いをしてきた、各自治区単位でお互いに分別収集を行いながら、そうやってごみの減量化に協力していただくという形が一番住民の皆さんも協力し合えるというふうに思っておりますし、臨時持ち込みの問題とか、過日も行った、特別に日にちを決めて粗大の分別収集を行ったこと。いろいろ問題点はあるんですけれども、そういった問題も住民の方といかにかどうやってごみの減量化に努力をしていくのか。もう既に国の基準は下回っておりますので、さらにそれを減量化するために、やはり各自治区単位の皆様方に、特に区長さん、または団体の方をお願いをして従来の形で減量化を進めていきたいと、このように思っております。

反保委員長 はい、よろしいですか。ほかにもございませんか。

中原委員 予算書の61ページの一番上にある節13の委託料の中で、妊婦一般健康診査委託料というのがありますけれども、これについては以前説明いただいたとおり拡充を図ったものと理解していいのかどうかお聞きしたいというのが1点目です。

同じく61ページの一番下に、委託料ということで予防接種にかかわるものがありまして、インフルエンザ予防接種委託料というのが一番上にありますが、これは65歳以上のご高齢の皆さんが対象になる事業にかかる予算だと思うんですけれども、増額傾向にあるように見受けられますので、接種者の数が多くなっているということであるのか、まあこの事業については町でも以前から一定の努力をされて、接種をしやすくされて、工夫して

いただいていると思っていますので、そういった効果もあつてのことなのか、そのあたりについて確認したいと思います。

それから、61ページに移りまして、これは前ページの予防費から続いているわけなんですけれども、節19で終わっているんですが、今年度の予算においてはこの後に扶助費があつたわけなんです、その扶助費はワクチン接種にこれもかかわるものでありまして、子どもを中心にしたヒブワクチンや肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん等に対応するものであつたかと思いますが、それは来年度においてはどのように対応されることになるのかお聞かせいただきたいと思っています。

申山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 まず、1点目の妊婦健康診査委託料ですけれども、この件につきましては平成24年度からエコー1回分、それからクラミジア検査1回分を追加いたしまして、あと前年度からの3,500円券の14回分、こちらの助成を行います。一人当たり5万8,690円で、さらに未受診の方をなくし、安全な出産に向かつていただくように支援していきたいと思っております。

次に、61ページ、インフルエンザ委託料の増額の理由ですけれども、これは65歳以上の高齢者を対象とするインフルエンザの委託料となっておりまして、接種率が徐々に伸びているということもございますが、こちらにつきましては平成23年度より新型がなくなりまして季節性の通常のインフルエンザワクチンになりました。それまで医師会との協議によりまして、4,000円の委託料から3,600円ということで、国基準に値下げをして受けていただいております。また、3市3町でどこの医療機関でも接種が受けられる体制にということで、自己負担を1,000円に、こちらも3市3町統一を図ってまいりました。この委託料の400円分の増額分が増加しているということでご理解をいただきたいと思っています。

それから、62ページの負担金のワクチン給付費ですけれども、この件につきましては新型インフルエンザの接種にかかった償還払いを計上しておりましたが、平成22年度までこちらも対策がなくなりましたので、計上がなくなったというものです。

中原委員のおっしゃるヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんの3ワクチンにつきましては、国の交付金が1年延長となりましたのでこの個別接種委託料の中に、また償還払い分につきましては、予防接種負担補助金の中にそれぞれ計上いたしまして、今年度につきましても全額助成の形で延長して実施するというふうに考えております。

中原委員 最後に説明をいただいた3種類のワクチンについてですが、もう一度お教えいただきたい

いのですが、個別接種の委託料の中とどこかに計上されているという説明でしたが、それをもう一度教えていただいていいですか。ちなみに個別接種委託料というのは61ページの一番下のことですね。説明をお願いします。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 61ページの一番下の委託料、個別予防接種委託料で3,398万1,000円、この中にヒブ、小児、肺炎球菌、子宮頸がんワクチン、ほかにも日本脳炎、三種混合、MRワクチン等が入って、泉佐野泉南医師会の医療機関で受けていただく委託料に入っております。

また、指定医療機関以外で、特別のアレルギー等がおありで和歌山市等の医療機関で受けられるという方に対しましては、62ページの19、負担金、補助及び交付金の予防接種負担補助金の68万1,000円の中に償還払いという形で計上させていただいております。

反保委員長 中原委員、よろしいでしょうか。

中原委員 資料の64ページの節13、委託料、これは前ページの保険事業費が引き続いて掲載されているものですが、委託料で3種類が書かれていまして、これは以前ですと細かくがんの種類がいろいろと書いてあって、子宮がん検診だとか肺がんとか胃がんとかいろいろと書いてあったんですけど、それが名称が変わってここに凝縮されたというか、表現の仕方が変わったということで受けとめていいのかどうか。もしそうであるならば、これまで町が実施してきた検診については、引き続き行われると、従前どおり行われるというふうに受けとめていいのかお聞きしたいと思います。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 委託料の集団検診委託料、個別検診委託料につきましては、中原委員おっしゃるように、昨年度まで各がん検診ごとに細節を設けておりました。ただ、そうしますとお一人分の委託料が不足する場合支払えないというふうな、細かい調整がつかないということがありまして、お財布を大きく、集団と個別にまとめて計上したというのが1点です。

あと中身につきましては歳入でも説明させていただきましたが、国保で国民健康保険対象の方は国保特会で計上しておりましたが、このたび一般会計に国保対象の方の分もまとめて計上している関係で増額になっております。

あと、3つ目の相談員研修事業委託料につきましては、ことし平成24年度で4年目になります地域自殺対策交付金を活用いたしまして、ゲートキーパー養成研修事業ということで、直訳すると門番ということになるんですが、いろいろな悩みを抱えていらっしゃる

方々に早く気づいて、適切な相談先に紹介していくための相談員の養成研修を行うということ  
ことで計上いたしております。

反保委員長 はい、よろしいでしょうか。

中原委員 予算書の66ページですが、節12の役務費の中でごみ搬入手数料と書かれてるんです  
けれど、これは何を指しているのかちょっと説明をいただきたくて、ごみと言っても種類  
がいっぱいあるし、どの事柄に対する手数料なのかなというのがちょっとわからなかった  
ので内容を説明いただきたいのと、それからやや増額傾向にあるのかと思いますので、実  
態を反映してということであるのか、その点もお聞かせいただきたいと思います。

それから、その下の節13、委託料の中で、先ほど粗大ごみ等処分委託料が質疑の中で  
議題に上ったわけなんですけれども、これも増額して計上する傾向があるようですので、  
その要因等をお聞かせいただきたいと思います。それから、67ページの節19の負担金  
補助金及び交付金の中で、生ごみ処理機購入費補助金がありますけれども、これはかなり  
減額されているのかなという感じの印象を受けているんですけれども、来年度何件ぐら  
いの件数をお考えなのか、またこの事業の進捗状況と言いますか、町が予定しているとお  
りに申し込みがあるのかどうかとか、ごみを減らすことにこの事業がどの程度寄与してい  
るのか、不十分であればより一層の努力をとということになるんですが、そのあたりにつ  
いてお聞かせいただきたいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、1点目のごみ搬入手数料ですけれども、これは焼却場  
で焼却した後の灰、それから燃えがらなどの処分費、フェニックスへ搬入する手数料で  
ございまして、平成23年度までは1トン当たり5,250円の単価でしたけれども、平成  
24年度に単価の改定がございまして、1トン当たり7,035円という金額になりました  
で、その1年分ということで昨年よりも増額しております。灰と燃えがらの処分手数料  
でございまして。

それから、次の66ページの粗大ごみ等の処分委託料ですけれども、先ほど奥野委員か  
らの質問でお答えをさせていただいたところでございますけれども、粗大ごみの選別と場  
外搬送の業務委託料でございまして、ことし平成24年の5月まで現在の契約者の事業者  
が行っておりますけれども、6月以降新たな入札を行うことによる設計額で予算を計上  
したことによる増となっております。

それから、67ページの生ごみ処理機の購入費の補助金でございまして、昨年平成23  
年度では予算額が60万円ということで、1件の補助の上限が3万円ございまして、6

0万円の予算をいただいたんですけれども、平成23年度の2月末現在で申し込みが4件しかございません。平成24年度につきましては、5件の補助の申し込み見込みということで、3万円の5件分の15万円を計上しております。これにつきましては、平成22年から22、23と2年間行ってまいりましたけれども、何十件というようなことも予想はしていたんですけれども、なかなか生ごみの自宅での処理ということで、機械が高いということもございます。しかし各家庭で購入された方に、先般私どものほうからどのような利用状況であるのか、あるいは家庭のごみが大体どのくらい減ったんですかというような、効果についてアンケートをお送りいたしました。返ってきたアンケートでは、自分の家の台所から出るごみというのはほとんど機械で処理しているので、ごみとして出す生ごみというのはもうほとんどないと。あるのは紙で、プラスチックも分別しておりますので、ごみの出す回数が減ったというお声もございます。これらのことから、若干の件数は非常に少ないですけれども、非常にごみの減量化には効果があるのかなと。まだまだこういう生ごみの処理機を購入していただいて、各家庭でごみの減量化をしていくという認識が高まっていけばなと思います。もっとPRが必要だなというところで反省点があるのかなという状況でございます。

中原委員 生ごみ処理機については、アンケートも実施しておられるということもありますし、担当部局としても努力されているところだと思いますけれども、今お話しいただいたように一層の努力をお願いしておきたいと思います。

奥野委員 先ほどお聞きした中でちょっと大事なことを聞き漏れておりましたので、再度繰り返しますがお聞きしたいと思います。

波戸元課長にお聞きしたいんですけれども、再度、先ほど廃棄物減量等推進審議会のことをいろいろとお聞きしました。そして、基本計画をつくるために4回、平成20年度に開催されたという答弁をいただきましたが、私が平成19年3月にメンバーに入られてる方からお聞きしたんですが、それ以降1回も開催されてないよとその方からお聞きしましたが、その4回開催されたメンバー、どういうメンバーに通知されたのかわかりませんが、その方は1回もそれ以降開催されてないということでしたが、基本計画書というものがあるのかどうか。まあ、議事録あれば見せていただきたいと思いますが、それはどういう内容なのか。4回本当に開催されたんでしょうね。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 条例で審議会を設置したのが平成19年の3月の議会で設置されまして、町長からその処理基本計画の策定について諮問があったのが平成20年12

月22日付でございます。

平成19年の条例設置から平成20年の諮問までについては開催はされておられません。また、委員の選任も行っておりません。委員の選任を行ったのが平成20年12月22日からでございます。それ以降、平成20年12月22日から平成22年の12月21日まで委員の任期がございます。

今現在、この選任された方の任期が満了しておりますので、それ以降については新たな委員の選任を行っておりませんので、委員が今不在というところでございます。その諮問を受けてから審議会の開催については4回、平成20年12月22日、平成21年1月16日、平成21年2月4日、平成21年3月27日と4回開催いたしております。3月27日には一般廃棄物のごみと生活排水にかかる一般廃棄物処理基本計画についての審議会からの答申を町長に提出されております。

奥野委員 今の答弁ですと開催されたというのは間違いないようではありますが、一度議事録も見せていただいて、その方、その3月以降一度も出てないという、その方だけが出なかったのかというふうになるわけですが、一度確認させていただけますか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 委員の構成については、老人クラブの代表の方、自治区の区長会の代表の方、商工会の小店舗と大店舗に分けてお二人、商工会の代表の方、農業委員会の代表の方、婦人団体の代表、学校のPTA代表、ごみ関連業の代表、し尿の関連業代表、それとあと美化センターの職員、この10名で構成いたしております、欠席をされたこともある委員もございますが、委員会については開催はしております。

奥野委員 今言われた中の構成の方の中の1名の方でしたが、その方は個人的な理由で出なかったというふうに理解しますが、じゃあそれで、一度間違いなくあるもんだというふうに理解します。はい、結構です。

反保委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、衛生費の質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書77ページの目、都市計画総務費のうち、住民生活費にかかるものをごらんください。

質疑ございませんか。

小川委員 77ページの住民生活課、路線バス運行補助金4,150万円について、昨年の当初予算は幾らであったのか。また、昨年9月議会で補正予算を計上されました。そのときの提

案理由と金額をお示しいただきたい。また、当初予算の昨年の予算と今年度の予算の差額、昨年の当初予算プラス補正予算を合計した分の差額、ここをお示しをお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 バスにかかります補助金の昨年平成23年度の予算額につきましては、当初予算1,400万円でございます。その後に補正をお願いいたしまして、トータル5,400万円でございます。

今年度の予算額は4,150万円でございます。

平成23年度の当初予算で1,400万円につきましては、平成23年の4月から7月までの4カ月間の補助金額1,400万円を計上いたしました。その後、バスの事業者の決定に時間を要したことによりまして、最終、3月までの運行をするために4,200万円の上限をそのまま1,400万円との差額、2,800万円を補正し、その後、臨時特別補助金として1,200万円の補正をお願いした経緯でございます。

小川委員 先ほどの補正予算の提案理由。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 バスの運行の継続に必要な経費ということで補正をお願いしたと思います。

小川委員 もちろんバスの運行に必要な経費で昨年の補正予算は、当然そういう提案理由でもありましたが、もう一つ、バスが走行距離50万キロ以上走って、修理費がかなりかかる。そのために、これ1,200万円でしたかね。1,200万円修理費という名目もおっしゃったと思うんで、私昨年の委員会資料を持ってないんですけども、そのように記憶しております。昨年9月の補正予算のときに4,200万円足りない、7月から3月までやったら4,200万円ぐらいいって、なおかつ1,200万円の補正を組めと。その理由については今おっしゃったように、もちろん住民の交通機関をなくさないために第1の理由であります。

ただし、その住民の交通機関をなくさないためには、このバスを修理する云々という話も出たと思うんですね。当然、私おかしいじゃないかと、昨年の厚生委員会でも申し上げました。ただし、これが否決になれば、撤退するようなことになれば住民の交通機関が失われる苦渋の選択で昨年の補正も賛成いたしました。ことしこの4,150万円ということは昨年の当初予算から50万円減額されております。ただ、これバス会社がまた変わっておりますよね。昨年の済んだことを言うて、大変波戸元課長気の毒なんだけれども、1,200万円の修理費は6カ月間だけの修理費で1,200万円補正を組んだという解釈になりますよね。ことしの3月、当然中日臨海バス、昨年の委託業者がここへ参画していた

いてはったら、その1、200万円の修理費というのは身になってくると思うんですけども、別会社が来るわけですよ。これまたことしの9月とか6月、仮に12月、町長まんだら足りないから、その業者から仮に大きな修理費が出たからというて補正なんかあり得ないでしょうね、今年度については。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 補正予算の際の1、200万円の積算というんですか、それについてはバス会社と7月以降の運行について協議した中で、当初相当な金額の要求がございました。今小川委員おっしゃったバスの修理というところに加えて、毎月バスの運行について赤字が出ている、大体毎月130万円程度。それが7月以降、赤字を出してまでなかなか運行しにくいというバス会社の意見もございました。それについて、協定についてはもう既に平成23年の3月で終わっているんだけど、平成23年4月以降についてまだ走ってくれということであれば、会社としては赤字を出してまでなかなか走りにくいということもございましたので、協議の中でその赤字分について何とか町でというところが1点。

それともう1点については、10年間の間に走行距離について50万キロ、70万キロというようなバスについて、これ以上走っても故障したときに迷惑をかけられないということで、このバスについて新車を購入することについては平成24年度以降にまた中日臨海バスが今現在の運行を引き継いで走れるかどうかという不確定な要素の中ではなかなか新車を購入してそれに充当できないということもございまして、そういういろいろな協議の中で、その1台については、バス会社のほうで段取りをします。もう1台の修理費については、エンジンの載せかえも必要、あるいはそのほかの部品の交換も必要ということで、その分の経費についてみてほしいということの中で協議をした結果、最終年間として臨時特別補助金として平成23年度に限り1、200万円の補助金を増額ということで協議をし、補正予算を計上させていただいたというものでございます。

小川委員 理由は大変よくわかっております。ただ私の言いたいのは、去年の当初予算で4、200万円中日臨海バスが補助金を下さいと。それでこの9月に50万キロ、70万キロ走ったから修理代みてください。こんな昨年4月に当初予算を組むときに、仮に10万キロしか走ってなかったら55万キロも走ったというんだったらよく納得いきます。ただ企業として、3月、4月の、この3月の議会で走行距離何キロ走って、今現在何キロというのは、これはバス会社は把握しているはずですよ。だから私が言いたいのは、昨年より4、150万円、全額合わせたら5、400万円、かなりの数字は減額していただいているんです

けれども、また同じような赤字になってきたからという理由で補正組んでくれとか、この次の大新東株式会社さんですか。新しいバスを持ってきてくれるのか、50万キロ走ったバスを持ってくるのか、これは我々はわかりませんわね。だから私聞きたいのは、この4,150万円に対して補正なんか、町長あり得ませんやろなということをお聞きしているわけです。

芦田しあわせ創造部長 まず、平成24年度以降の大新東株式会社なんですけれども、そこがたとえ赤字になったとして、平成23年度のような追加予算とかそういうものがあるかという質問ですけれども、これはありません。

平成23年度とそれから平成24年度以降の違いは、まず大新東さんについては平成24年から5年間の契約を交わすと言いますか、協定書を交わすということで、その中で一応補助金についての金額というのも明示するというふうにしています。これは、現在走っている中日臨海さんのほうも平成22年度まではそういう形で5年間の協定を結んでおりますので、その5年間の間については赤字であろうととにかく補助金の限度額はこの上限ですよという決まりでしたので、中日臨海さんもちろんそのことは承知の上で赤字であってもそれは契約だから走ると。ただ、平成23年の3月でその協定が切れまして、その平成23年4月以降の走行について業者をなかなか決めることができなかつたということで、この平成23年は協定が切れて、それ以降中日臨海さんと改めて協議をして走らせなければならなくなつたと。中日臨海さんとしてはもう既にかんりの運行距離を走っているので、これは新車に買いかえたいんだということを持っておられたんです。ただ、平成24年度以降に、これは入札と言いますか、業者については一般公募して決めるので、中日臨海さんに決まるとは限らない。というような状況で、そうすると今のかなり走行距離を走っているバスで何とか走ってもらわなければならないけれども、それについてはいろいろエンジンの問題等があつて、これバーストしたらじゃあだれが責任を持つのか、もう走れなくなる。それを会社として責任を負って、エンジン数百万円を買いかえて走れというふうに言われてもそれは困るというような主張がありまして、それでしたら、もしバーストして修理をしなければならぬような費用等について、確か5年償却だつたと思いますけれども、それを5年割りして、月割りをして、平成23年度末までの費用について1,200万円という金額を出しましたけれども、それは赤字分を含めて、計算根拠としてはそういうような方式で出しましょうということで、1,200万円という数字が出てきました。ですから、平成24年度以降5年間については、これは赤字だからということで補

正という形にはならないというふうに考えております。

小川委員 部長の説明で大新東さんについての4, 150万円については納得いたしました。

ただ、去年の、例えばバスのエンジンがバーストした。これはだれの責任なんですか。これは持ち込んだバス会社の責任ですよ。我々行政、住民、そんなん何の責任もありません、と僕は思っています。ただ、今回、去年の9月に1, 200万円修理費及び赤字の補てんもあつたでしょう。それを補正して、平成23年度3月までに5, 400万円補助金を出した。その1, 200万円については中日臨海さんは撤退された。この1, 200万円は、私もいろんな意見を言うて最終的に賛成もしましたけれども、これは正直無駄であつたのではないかと今でも思っております。ただ、4, 150万で本当にいけるかという当初予算も不安ございます。もう答弁は結構です。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 次に、賛成討論ございませんか。はい、中原委員。

中原委員 厚生委員会に付託をされました来年度予算につきましては、総合的に判断をして賛同したいと思います。先ほど、質疑の中で、自立支援法にかかわって少し議論もしたところでもありますけれども、自立支援法そのものについては国の制度というところが大いに影響しますので、町に対してその責任のすべてを求めるという姿勢ではないですけれども、事業所の運営についても恐らく困難が続いているであろうということは予想されますし、利用者負担については原則1割というあり方そのものにも反対の立場でありますので、そういったことが含まれているということを考えますと、マイナスの面ももちろん含まれていると考えるものでありますが、先ほど質疑で確認をさせていただきました乳幼児医療費についても拡充、また妊婦検診の拡充について、長きにわたって多くの方が望んでこられたことに英断をもってこたえるという姿勢が感じられましたので、本委員会に付託された内容につきましては、賛同したいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号「平成24年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手同数)

反保委員長 以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、岬町議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が本件に対して裁決します。

議案第6号につきましては、委員長は可決と裁決します。

よって、議案第6号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時の予定です。

(午後 0時05分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

議案第8号「平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」を議題とします。本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

予算書117ページから146ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員 予算書の126ページに、保険料について書かれております。目1の一般被保険者国民健康保険料のところについては、節が1から6までありますけれども、軒並み金額が上がっているなという印象を受けながら見せていただいております。来年度の保険料については、どのようになる見通しであるか、この1点をまず確認したいと思います。

あと、保険料にかかわってもう1つお聞きをしておきたいと思います。保険料の算出方

法についてなんですが、ある方から算出の基準の中に資産割が含まれていることについて大きな疑問を感じるということで、町のほうにもご相談や訴えがあったと思いますので、その方のご意向はよく理解していただいているところかと思えます。その方は、資産というものが、資産によってもうかるような資産であれば資産割ということも考えてもいいと思うけれども、ただ単に亡くなった親御さんの跡を継いで持っているだけの資産で、土地等についてはご存じのとおり価値が下がっている中でもありますので、資産についての割合を見直していくべきではないかというお考えでありまして、私は以前、同様の趣旨のご相談も別の方からお受けしたことがあります。ただ、保険料全体がそれによって値下がりするかどうかというのは難しい点もあると思えます。

というのは、国の地方に対する補助が減らされているという歴史的な経過がありますので、資産割を見直したからといって保険料そのものが値下がりするという単純なものではないかと思うんですけども、今申し上げた方の訴えによりますと、金額が変わらなかったとしてもやはり算出の基準の中に資産を、それも大きく占めているということに納得がいかないということでありましたので、そのあたりについて、今後、町として算出の方法の見直しをされるべきかと思えますけれども、そのことについてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

それからもう1点、127ページの一部負担金についてお聞きをしておきたいと思えます。この一部負担金については、減免制度を設けるようにということで、以前、一般質問でも申し上げまして、そのときには今年度中に要綱等を作成していきたいというような町としての意向が示されたところであったかと思えますけれども、その後どのような進捗にあるのか、この予算書を見ますと、来年度についても今年度と変わらない一部負担金という形になっておりますので、制度上の充実を図る気がないということなのかと思いがながら見せていただいていたのですが、そう決めつけるのも失礼かと思えますので、この場で一部負担金の減免制度のことについて確認をさせていただきたいと思えます。

反保委員長 はい、答弁、お願いします。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 まず、1点目の来年度の保険料につきましては、当初予算上で、一般被保険者の健康保険料が上がっているということですが、保険料を決定いたしますのは、医療費の動向が大きく左右されます。それによって保険料というのは計算される仕組みになっております。

ちなみに、医療費のほうで伸びは約6%でございます。医療費以外では、後期高齢者支

援金という75歳以上の方の保険者である広域連合のほうに払うお金が8.4%伸びております。また、介護のほうに払うお金が7.1%、合計すると約6.1%の伸びを示しております。このようなことから、平成24年度保険料を賦課する段階になりますと、今年度よりも上昇するのではないかと思います。

2点目の算出方法の中で、資産割というのがあるということで、中原委員が言われたように、その方と直接、私も何回か会って、町長のところへも来られてその話を聞かせていただきました。岬町の場合、応能割合、応益割合は50対50で条例に定められています。その応能割の中には所得割が40%と資産割が10%、応益割については、均等割35%平等割が15%という割合が決められています。

過去からも、この資産については利益が発生しないのにかけるのはおかしいというご意見もありました。先ほど中原委員が言われたように、資産割をなくしたから保険料が一律に下がるかというところでもない状況です。

資産割をなくすと所得割のほうがふえてきます。国保は比較的所得の低い方の加入割合が高く、構造的に弱い財政基盤にありますので、その辺も加味して、平成24年度にシミュレーションして、負担調整をどういう形に変更するか検討させていただきたいと思えます。また、変更に当たっては、条例改正も必要ですので、24年中に何とか方向は出したと考えております。

3点目の一部負担金の減免制度については、一般質問でもございました内容で、ほぼ要綱の内容はかたまつて最終調整をしているところです。

この予算書上は、昨年同様1,000円をあげさせていただいておりますが、要綱をお示しして、申請があれば、補正をお願いするかと思います。

中原委員 予算書の130ページの雑入のところなんです、検診事業の一部負担金というのが項目としてはなくなっております。このことは、特定健診にかかわるものなのかと思って見てたんですけど、そのあたりについて少しご説明をいただきたいというのと、あと136ページに、特定健診の委託料等、特定健診にかかわる事業費が掲載されているわけですが、この受診率を上げるということは非常に難しい課題でもありますけれども、担当部局としては何とかしなければならぬ課題になってきていると思えます。

今年度の受診率の、まだ今年度は終わっていませんけれども、見込みとしては何%ぐらいになりそうかということを確認させていただきたいと思えます。

それから、特定健診の委託料ですが、金額が増額傾向にあるようですけれども、その要

困をお示しいただきたいのと、それから特定保健指導についてはどのように予算化されているのか、確認しておきたいと思います。

反保委員長 はい、答弁よろしく申し上げます。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 まず、1点目の検診の一部負担金、予算上なくなっているというところでございますが、昨年までは、検診時の集団・個別の一部負担金が必要でしたが、今回、集団検診については、一部負担金の1,200円を無料にしております。そのため、ここの一部負担金の歳入はございませんので、削除しております。

2点目の特定健診の今年度の受診率は、まだ終わっておりませんが、昨年と同じ横ばい状況で18%前後を示すのではないかなと思います。

次の特定健診の委託料の件でございますが、先ほどの料金改定に伴いまして、検査項目の追加をしております。この受診率を上げるために、3回ほど医師会の方とお会いして協議いたしました。一昨年に、未受診者アンケートを実施いたしまして、半数近くを占めていたのが、現在病院にかかっているから健診に行かないという回答でした。

その結果を踏まえて、医師会の先生方に、ぜひ健診を進めてくださいという了解をしていただくと共に、今までの基本健診項目だけでは不十分ということを経験した医師会の方からもご意見としてありました。それを踏まえ、今回検査項目も追加し、より充実した特定健診を実施するために費用がふえてきております。

また、最後の保健指導については、特定健診の要指導者の方で、このまま何もしないでいるともっと重病化するであろうという人に対して、保健師が指導をしています。

中原委員 最後の特定保健指導のことなんですが、予算書の中ではどの項目のどの金額というふうに見たらいいのかということを確認しておきたいと思います。

それから、健康まつりについてなんですけれど、以前は国保会計のほうに健康まつりの予算があったのかなと思ってたんですけど、これはほかのところを見てたら健康ふれあいまつりて書いてあったのかな、ちょっとはっきり覚えてないんですけども、ほかのところで見受けられたので、担当が変わったというふうを考えればいいのかということと、それからがん検診等についても、午前中の質疑の中で、国保の対象者から一般のほうへ移ったということがありますので、以前だったら国保のほうに反映されていたものがなくなっているというのはそういう理由でいいかどうかの確認をお願いしたいと思います。

反保委員長 以上、3点、答弁をお願いします。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 まず、1点目の保健師の件ですけれども、ページが136ペー

ジの報償費、特定保健指導報償費153万6,000円、これが保健師の方の賃金でございます。

続きまして、昨年まであった健康まつり委託料ですか、次年度から高齢福祉課のほうで予算措置をお願いして、骨密度測定を実施する予定です。

最後のがん検診については、地域福祉のほうで説明いたしました、地域福祉の一般会計のほうで同じように実施していただくということでございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論でしょうか。

中原委員 すごく迷うんですけど、反対にさせていただきます。

反保委員長 はい、どうぞ。

中原委員 すごく迷うと言いましたのは、一定の努力も感じているところだからなんですけれども、先ほどお聞きした範囲でいきますと、初めのほうに申し上げた保険料の算出の方法について、来年度中に見直す方向で努力するということが聞かれたところでありまして、以前から求めていた一部負担金の減免制度についても、要綱が既にほとんど完了しているということで実施に向けて前向きに進んでいただいているということも聞かれたところでありまして。

また、特定健診についても無料化という思い切った対策をとられるということで、残念ながら人間ドックについては助成の金額が下がってしまうということで、この点については賛同することになりませんが、特定健診の無料化というのは非常に大きな決断だったんであろうということをいろいろ考えると、賛成、反対、決めがたいところではありますが、一番初めに聞いた保険料の問題ですね。やはり保険料をどうしても下げていただく、または据え置きにさせていただきたいという願いで、私はその国保について一番願っていることでもあります。

繰り返し申し上げているところではありますけれども、また、この国保料を下げるということについては、やはり国にも大きな責任がありますので、反対をするという立場で、町にけしからんというものではないんですけども、やはり保険料を払えなくて困ってい

るといふ相談も非常に多く、ふえてきているわけですから、そのあたり、ぜひ今後も考えていただきたいなど、保険料の上昇の見通しが示されたということを知るとは賛同しかねるといふ立場であります。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第8号「平成24年度岬町国民健康保険特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第8号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第9号「平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、予算書147ページから157ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員 後期高齢者医療制度については、これまで制度そのものについて異議があるということを知り上げてきたところなんですけれど、来年度からの2年間は、また次の期になりますので保険料が改定されるということになるわけですね。

それで確認したいのは、1つは、保険料が値上げになるということと、それから賦課限度額についても見直しがあるのかなと思ってまして、賦課限度額は50万から55万に上昇するということが間違いはないでしょうか。

反保委員長 答弁をお願いします。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 今、中原委員言われたように、賦課限度額は50万から55万に改定されます。後期高齢の保険料については、2カ年をワンスパンという形で考えております。平成24年、25年で保険料の改定時期という形になっております。伸び率にいたしまして、6.89%の上昇というふうに広域連合のほうから資料を提供していただい

ております。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員、反対でしょうか。

中原委員 はい。先ほどこの制度そのものに問題があるというふうに申し上げたところでありますが、先ほどお答えいただいた中でも、2年に1度の保険料の見直しがやってくると。初めから私が申し上げていたのは、2年に1度の見直しごとに値上げということが起こるんじゃないかということをお願いしてきたわけなんです。来年度については、6.89%ということでしたが、1人平均にしますと、金額で5,493円の値上げということになっておりますし、賦課限度額についても値上げをされるということで、予測していた不安が的中してしまったという残念な結果でありました。制度そのものを、これは町に責任は求めにくい問題でありますけれども、制度そのものを早期に廃止するべきだという立場から賛同しかねるというものであります。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第9号「平成24年度岬町後期高齢者医療特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第9号は、本委員会において可決されました。

議案第12号「平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、予算書194ページから224ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員 予算書の203ページの保険料について、1つお尋ねしたいと思います。

本会議において、詳細な説明もいただいたところでありまして、ここに載っている保険料については新たな所得階層区分による保険料が計上されてるというふうに認識すればよいのかという点が1点目です。

それから、同じページの滞納の保険料についても書かれておりまして、ちょっと増加傾向にあるのかなというふうに受けとめているんですけども、1つ不安なのは、事実上のサービスの停止ということにつながるということが一番心配なわけなんですね。この滞納にかかわっては、そういった状況が目前に迫っているというか、そういう方がおられるのかどうか、その点を確認したいと思います。

それから、205ページの財政安定化基金の支出金、交付金という形で計上されておりますが、これはどういった理由からか確認しておきたいと思います。

それから、あと1点なので、209ページの介護認定審査会費ですが、介護認定審査会の委員さん104人となっておりますが、これは1名減るということで理解していいかという点と、1年前と比べてということですけどね。1名減るということで間違いはないかということと、それから、もし減るということであれば、たとえ1名であっても、この介護認定審査会の委員さんへの負担といいますか、そのあたりはかなり重いものだと思いますので、1名減ることで利用者の皆さんに認定の期間がかかってしまうだとか、ご迷惑をかけるということ、また残された委員さんへの負担がより一層過重になるというようなことはないのか、運営上の心配を感じるの、そのあたりについて確認したいと思います。

反保委員長 以上、5点、答弁をお願いします。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 1点目の24年度の保険料についてなんですけれども、改定を予定しています5期の保険料で計上をしております。

それから、滞納者のことについてなんですけれども、サービスの低下につながらないのかということなんです、今のところ滞納されているから即サービスを停止するというようなところには進んでおりません。滞納されている方が窓口へ来られましたら、サービスが使えるように分納誓約等に対応しているところです。

それから、認定審査会のほうで委員の数が1名減っているということなんです、それは24年度1名減ということをお願いをいたします。

ただ、委員さんの負担ということなんですけれども、実際にはローテーションを組ませていただいていますので、1名減ることによって委員の皆様が多大なご負担をかけるというふうには考えてはおりません。

それから、財政安定化基金のことなんですけれども、平成24年度限りで大阪府の財政安定化基金の余剰金が交付金として交付されます。その分を計上しております。

中原委員 介護認定審査会の委員報酬にかかわってお答えいただいたところではありますが、今の説明から推測するとすれば、この1名が減ったということで認定の作業がおくれるとか、そういうことはないというふうに考えていいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 合議体の数に変更はありませんので、申請された方々にご迷惑をかけるということもありませんのでよろしく願いいたします。

反保委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第12号「平成24年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第12号は、本委員会において可決されました。

議案第13号「平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、予算書225ページから233ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員 予算書の232ページに、介護予防研究協力金という形で雑入のところに計上されておりますけれども、これは何か、どういった研究をされるのか、あと、雑入ですので、一体どこからのお金なのかよくわからなくて、そのあたりについても説明をいただいております。と思います。

反保委員長 答弁をお願いします。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 この介護予防研究協力金というのは、要支援高齢者に対する予防訪問の効果評価のための調査、研究事業ということで、23年度から大阪市立大学大学院看護学研究科、河野あゆみ教授と共同実施しています。

要支援高齢者から対象者を無作為抽出し、訪問群と対象群、訪問しない群に分けて、河野教授の開発しました予防訪問プログラムによる高齢者の生活の質の変化及び介護給付利用状況の変化から、その効果を測定するものです。

協力金は、大阪市立大学のほうより振り込まれます。

反保委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第13号「平成24年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の件」について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第13号は、本委員会において可決されました。

議案第22号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

小川委員 この条例の新旧、14ページのところなんですけれども、新旧で心身障害児に対し、心身障がい児、これ平仮名になっていますけれども、(2)のところは漢字のママなんですよね。ミスプリだったらミスプリで。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 第2条第2号のほうのラインのところ、児童福祉法第4条第2項の規定による障害児の「害」が漢字のままやという質問でございます。その件につきまして、適用除外ということで、条文であります他の文書の法令として、今言いました児童福祉法は国の法律があります。その法律の文言を引用しておりますので国のほうの法律第4条第2項の規定による障害児という表現が漢字でございますので、漢字のまままで引用させていただいたものでございます。

芦田しあわせ創造部長 補足して説明させていただきます。

今回、「害」という漢字を平仮名に直すということですが、例えば国等の法律の中で使われている用語で漢字で書かれているものについては修正はできないということになります。それ以外に、使われている一般に例えば障がい児はというような形で言う場合には「がい」と平仮名に直すことができると。できるものとできないものという形で分けておりますので、その点ご了承いただきたいと思えます。

小川委員 ええんやで、別に文面に対して反論やとか賛成とか反対とかそんなんじゃないに、(2)のところが一番第1条は「がい」を平仮名にするという条例ですわな。第2条の(2)は、「害」のままでいて、これがちょっとおかしいのところがうかということなんです、条例で決まってこの文面でのいいのだったら何にもええんですけれども、いっこもわかりませんがよくわかりました。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員 外国人登録法の改定のかかわりで、この条例だけじゃないんですけど、この後、手を入れる必要があるものがありますけれども、私ちょっと自分で調べた範囲では、今回の外国人登録法とか住民基本台帳の改定というか、住民基本台帳に載るといような変更等のようですけれども、何が変わるのかなんかよくわからなかったんですね。ですので、この機会に、何が変更になるのか、また当事者にとってはどういう意味があるのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいということが1点。

それから、障害児自立支援法や児童福祉法の見直しにかかわることとしては、これは確認なんですけれど、障がい児についての考え方というか、障がいそのものについての考え

方が、従前までは身体と知的の2つに限られていた部分に精神障がい加わるということが反映されているということと、それから通園施設に通園する、その事業の実施主体が以前は都道府県であったものが4月からは市町村になると、この2点が自立支援法とか児童福祉法の改定の中身の反映だというふうに理解しているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

反保委員長 はい、答弁をお願いします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず、外国人登録法の廃止の制度というところでございますが、平成21年7月15日に、外国人登録法にかかる法律が、ちょっと長いですが、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律と言いますが、これが公布され、この法律の一部改正の中に外国人登録法を廃止するという条文がございます。この外国人登録法の廃止の施行日については、別に政令で定めるということになっておりまして、その政令が確定をいたしまして、平成24年7月9日をもって外国人登録法自体が廃止されるということになり、現在、日本に在留する外国人の方の在留管理制度というものが新たに設けられることになったところでございます。

新たな在留管理制度につきましては、日本に滞在されている方については、在留資格が幾つもございますけれども、中長期滞在者あるいは日本人の配偶者の方、あるいは特別永住の方といろいろございますが、そのうち中長期在留者の方については新たな在留カードというものが入国管理局から発行されます。

特別永住者については、特別永住者証明書というものが新たに発行されることになり、現在、外国人の方で外国人登録法をもって登録されている外国人登録証明書というもの自体がそのカードに変わってしまうということで、しかし一定の期間、現在お持ちの外国人登録証明書について、特別永住者の方については、その特別永住証明書とみなすことができますので、すぐに証明書を変えるということはありませんけれども、そういう外国人登録法自体が廃止されたことによって新たに入国あるいは在留する方の登録の制度が変わったことによって、各条例に関連するものが改正が必要になります。

また、新たに住民基本台帳法の一部も改正が行われまして、観光などで短期の滞在をされている方を除いて在留カードの公布を受けている方、また特別永住者等の外国人の住民の方については、住民基本台帳法の適用の対象となり、3カ月を超えて在留する外国人で住所を有する方については外国人登録原票に基づき日本人と同様に住民票が新たに作成さ

れるというものでございます。

以上のような概要ですけれども、そのような改正でございます。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 今回の中原委員からの質問でございますが、先ほど言われた以外に、発達相談等も入っております。

それと、身近なところでということで、市町村に平成24年4月から移行されてきたということが主なもので、そのために今回改正をするものでございます。

中原委員 内容についてはわかりました。

1点、外国人登録法等にかかわって、この問題はプライバシーの問題で、やや不安に感じるものもあるんですね。この法律そのものに。ですので、運用については慎重に扱っていただきたいと、そのことだけ申し上げておきたいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第22号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第22号は、本委員会において可決されました。

議案第23号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対討論ございませんか。

それでは、中原委員。

中原委員 本件にかかわりましては、これまで対象の拡大も求めてきた立場でありまして、今回は入院の対象者拡大ということと、それから所得制限を廃止するということが、またもう1点は外国人登録法の関係もありますけれども、先に申し上げたこの2つについては、従前から私もいろんな方からご相談も受け、何とか拡充できないものかと、たくさんお金払っているのに所得制限でこの助成が受けられないとか、いろんなご要望も受けてきたところでもありますし、子育て支援の大きな一助になるものというふうに認めるものでありまして、こういった決断をされた町の態度については高く評価するものであります。

今後、より一層拡充に向けてご努力をいただきたいと要望して賛同したいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第23号「岬町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第23号は、本委員会において可決されました。

議案第24号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

奥野委員 朝の予算のときに、岬町廃棄物減量等推進審議会の件でいろいろとお聞きしました。昼休みに波戸元課長のほうから答申書のコピーをちょうだいしました。こういう書類を見た

のは初めてだったのですが、改めてその内容を見てみますと、前審議会の会長から前町長への答申書になるわけですが、一般廃棄物の処理基本計画については諮問どおり承認するという内容になっております。ざっと見ていたんですが、主にやはり家庭系ごみの有料化の推進ということになっていまして、減量化するには減量するためには効果が高いということで早期の導入を目指しますという町長の諮問に対して、審議会も承認というような内容になっております。

それで、その以降、平成21年、22年、23年、田代町長になられてからも、この3年間はこの審議会も開かれてないということだと思います。そこで、この審議会の答申を受けて、逆にこういう有料化にしないでという答申を受けているわけで、逆にまた元へ戻すというのは審議会に改めて諮る必要はないのかどうかというのをちょっとお聞きしたいのですが。議案第24号も家庭系ごみの粗大ごみでしょう。ですから、家庭ごみということで同じように解釈してるんですが。議案第24号も持ち込みの家庭系ごみじゃないですか。これも含めてそういう思いで言っているのです。家庭系は全部ごみということで。

辻下委員 それね、議案第25号でその話をしたらええ。せやからこの議案第24号とちよつと離れてるん。

奥野委員 議案第24号に絡んで話をします。後でこの内容の話をしますけれど、議案第24号に例えると、今回これを持ち込みでオーケーということで、これまあ一般の方にとっても大変、私どもはありがたい話ですけれども、ごみを減量するという立場から考えると、今回どれだけふえるのかはまだ予測はつきませんが、これに対してそういう審議会が後もあれですが、出てるにつけて、それを主に逆の方向でいく、町長の町政運営方針24年度の中にもごみを減らす、減量、焼却炉の延命化、経費の削減、この3つに取り組むという内容になっておりますけれども、やはりこれが一番これらの大事なことだと思うんですが、まさにこれと議案第25号にも同じことですが、まさにこれ逆行の方向に私は思うんですが、その辺はどうでしょうか。

田代町長 ご質問の趣旨が、本会議の臨時ごみの持ち込みについて、減量化していく中で、逆に今度は持ち込んで減量化にならないのではないのかという質問だろうと思いますけれども、私はこれは住民の皆様から、以前は持ち込みができたわけですけれども、途中から、おっしゃるとおりごみの減量化、また焼却炉の延命化といういろんな形で持ち込みを廃止されたというふうに理解しているんですが、今回は住民の皆さま方から持ち込みを臨時ごみとして、焼却場まで持って行くので何とか処理してほしいという声が多く、それから議会の議

員の皆様からもそういうご意見が出ておりました。

そんな中で、この問題については非常に苦慮したところなんですけれども、やはり今粗大の分別、さらにはいろんな方法で減量化をお願いしているわけですから、各家庭において家でずっとためていて、それをどこかで処分したいけれど処分が非常にしづらいというところも、減量化の中ではあるわけですが、今回については、日曜・土曜とか、家で引っ越しをする、また家で片づけをする、また植木の剪定をする、そういったごみを置いておけないということで今回、持ち込みの条例を提案させていただいたわけであり、決して減量化と逆になるのではないかということにはならないのではないかと思います。あくまで焼却をしますので、そういった意味では問題はないと思うのですが。

ただ、住民サービスを考えますと、そういったところに我々は目を向けて、できるだけ住民負担を抑えながら行革を進めているわけですから、ある意味では思い切ってサービスを提供していく。そのかわりに負担をおかけしてでも、どうしてもしないといけないというときにはご無理をお願いすると、こういった中で行政運用をやっていくのが住民協働のまちづくりではなかろうかとこのように思っておりますのでご了解を賜りたいと思います。

奥野委員 これは住民にとっては大変ありがたい話ですけれども、今までの流れから言うと、たまったごみが出せなかったというのも事実であります。臨時の部分として処理されるということがありましたけれども、今回、粗大ごみの処分委託料としても、今回6月に先ほど入札があるということで、どういう結果になるかわかりませんが、ここでやはり委託料として当然値上げの部分も出てこようかというふうに思います。だから、私は逆行しているんじゃないかというふうに思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第24号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

反保委員長 挙手多数であります。

よって、議案第24号は、本委員会において可決されました。

議案第25号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

奥野委員 先ほどちょっと発言を中止されましたので、あえてもう一度言いますけれども、先ほどいただいた答申を見ますと、家庭系ごみ有料化の推進という項目になっておりますので、先ほどの議案第24号についても家庭系ごみに含まれる有料化という意味で、先ほどあえて言わせてもらうつもりだったわけですが、今回この家庭系ごみ、一般家庭から排出されるごみについて、ここで聞きたいのは、審議会が21年度で4回開催され答申が出たわけですね。それで、平成21年、22年、23年と予算委員会の予算もつけながら、これは流れているんだと思いますが、開催していない。

まして、逆に答申を受けたものに対して、逆に田代町長はまた無料ということで戻されるという再度提案があったわけですが、これを審議会に問う、逆にこういうふう無料に戻したいという思いとか説明責任はあるのかなのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

田代町長 政策的なことですので、私から答弁させていただきます。

国でも同じように法の改正、または政権が変わった場合にはいろいろとその是非をめぐって討論がなされるわけであり、今回、岬町のトップが変わったからと、同じ施政の方針で行く場合と、また異なる場合とがあると思うんです。そのときに、これは手法の問題だと思うんです。前町長は、あくまでごみを無料化であったものを有料化する、その有料化するに当たっては広く住民の意見をよく聞いた上で判断するほうがよかろうという意味合いから審議会を立ち上げて有料化に結論を出されたと、私はそのように理解しております。

ただ、私はそれを受けて、公約でやはりごみの有料化は住民、特にこれは行政のやはり固有の事務だということであるから、あくまで有料化すべきでないというのが私の考えでありましたので、あえてその手法を審議会に委ねてその判断を求めるといえるのはいかがな

ものかなと私は思います。あくまで私は住民に公約を掲げてきたわけですから、無料という形で掲げてきたわけですから、今回あえて審議会に諮問しなくてもいいという判断のもとでやってきたと、このように理解していただきたい。

奥野委員 町長判断で審議会に再度、改めて諮る必要はないというふうなご答弁でありましたが、私は逆に審議会に対して余りにも決めたことに対して、軽視し過ぎじゃないかな。そこで改めて町長の思いというか、政策を皆さんにもう一度、諮ってみて確認というかすべきではないかというふうには私は思うわけですが、もう答えは同じようになるかと思いますが、答弁いただけますか。

田代町長 あえて前審議会のメンバーの方は今任期が終わっているわけですが、委員おっしゃるのは、せっかくそういう答申を諮問して答申を得たのだから、今回、無料化に当たってはもう一度諮問して答申を得るべきではないのですかということだろうと思いますけれども、先ほども申し上げましたとおり、あくまで私の考え方というよりも地方自治法の中で、ごみはあくまで基礎自治体の固有の事務というのは、つまり行政が税を受けている間はしっかりとそれを行う必要がある。行うべきだという判断と、また、ごみの減量化については住民がそれに協力をするべきだという判断でございますので、あえてそこへ諮問をして答申を得るべきかどうかというのは、私は必要ないという判断なのですが、そのように理解をしていただきたい。

ということは、諮問もし、これを答申して、じゃ、審議会を設置して、委員の中には値上げもいいという方もあるでしょうけれども、やはり有料化と無料化とした場合について、やっぱり無料化の議論になってくるのではないかと私はそう思います。そういった意味で、あえてそういった審議会を設置する必要はないのではないかなというふうに思います。

奥野委員 この件に関しては、幾ら町長と話をして並行線だと思います。ただ、町長のプリントの町政運営方針に、ただ文章として書かれているわけで、ごみ減量、ただ、今私が思うのは、本当の減量対策として予算化されているのは、生ごみ処理機の購入の補助ですか、これも15万円だけのことやと私は正直言ってこれしかないと見てるわけですが、やはりここまで文章化されるにつけては、やはりもっと根拠のある減量化するための計画を本当にもっと組むべきもんだというふうには私は思いますので、これは意見で終わります。

小川委員 条例改正の中で、過日、これは白井部長との雑談の中ではございますが、仮に指定袋導入制をして、1袋当たり5円ないし6円、ないし8円、数字の上では少しちょっとまばらな点があるんですけども、町の委託料、ごみ排出する経費を上乗せしなければ無料と一

緒やと、こういうお話をした経過がございます。ただ、その折、町長のご意見を承ったところ、岬町が指定袋導入制にして1円でも売ったら有料化という判断やと。ちょっと同じ行政側で判断の食い違いがあるように、私は意見として聞き及んでおります。

12月の本会議でも申し上げたように、町の経費を上乗せせず指定袋をもっと安くして住民の負担を軽減させ、なおかつ軽減することによって指定袋導入制でゴミが減り、焼却炉の延命も保てるのではないかという本会議で申し上げました。

町長の考えと白井部長の考え、これは委員会でもなんでもございません。ただの雑談の中での話でございます。記憶になかったら記憶にないで結構です。その考えを町長と白井部長にお聞きしたい。

それと、波戸元課長にはいろいろご相談をさせていただき、我々の要望もいろんな形で調査をしていただきましたけれども、波戸元課長のほうから、指定袋導入制に有料化が可決されてるんやから指定袋導入制に当たって、なんらかの調査をしてくれと私依頼させていただきました。その3点だけ、ちょっとお願いできますか。

白井総務企画部長兼財政改革部長 家庭ゴミ有料化の定義につきまして、私の考え方を述べさせていただきます。この考え方につきましては、国の環境省が有料化を推進するに当たってのマニュアルをつくっております。そのマニュアルの中に、有料化についてこれを定義しておりまして、そのマニュアルでは指定袋の作成原価とか販売コスト、それに収集及び処分の手数料を上乗せしたものが有料化であると定義しております。その定義を説明させていただいたものでありまして、今回ご提案いただいております指定袋制につきましては、まだ具体的にどのような内容なのかわかりませんので、その内容が有料化に該当するのか、また無料化制度に該当するのか、それは今のところ判断できないところでございます。私が申し上げましたのは、あくまでも国が定義する有料化の考え方を説明させていただいただけであります。そこをご理解願いたいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 過日の指定袋について、和歌山で現在行っているような形で業者が指定袋をつくって岬町で販売をするとすると、どのぐらいの販売価格になるのかというところだと思います。1枚の袋が大体6円、10枚入りの袋で町内で販売したとすると、オークワの岬店、ママショップ、それからマルミストアと3つほど聞いたんですけども、オークワ岬店では和歌山市内でも店によって価格が違うけれども、大体上限が98円くらいになる。ママショップでも大体98円、マルミストアでは80円から90円ぐらいかなというような価格帯でございました。

田代町長 小川委員のご質問にお答えいたしますが、同じような答弁になるかと思うんですけども、1円でもごみ袋を住民に負担をかけるということは、町がそれを指定するわけですから、つまり無料化というのは、住民の方が常にどのような形でそのごみ袋を使用するかは住民にお任せしているわけで、その中で、町が推奨しているのは透明、半透明に入れて出してほしいということですけども、それをあえて今、町は指定袋まで指定して、買って住民に提供するというのは、私は町に負担を強いるということになれば住民に負担を強いるということになるのではないかなと、このように思っております。

反保委員長 ほかにございませんか。

豊国委員 この件に関しまして、私も2年余りになるわけですけども、当初からこの無料化のほうに賛同しかねる態度をとってきております。この点については、今現在、私は2点ほど、やはりそういった考えの理由としまして、減量化、いろいろ環境省の基準から比べて量は減っておるんですけども、ここ、私が議員にさせてもらったときと同時ぐらいに2、3年の間でこの大阪府南部、泉大津から以南、すべての市町、これが有料化、有料化というような言葉はあれなんですけれども、指定ごみ袋制をとってきたということは、やはり同じような議論、当初と同じような議論をされた結果、してきたと思うんですけども、やはりそういうことは当然これから先やっていかなければならんというような方向性を見つけてされたんだと思うんです。

岬町だけなぜしないかということなんでしょうけれど、私はやはりこの辺はそういった考えは当然だと思ってきました。

それと、数字的に見せてもらったんですけども、いろいろトータルのなごみ処理経費ということは、職員の人件費並びに焼却処分、運送費、もろもろあわせてあんまり変わっていない。ここ5年ほどは3億二、三千万円でずっと推移してきておるわけなんですけれども、やはり一生懸命にやっているんであればもう少しこういった数字をやはり減らしていかなければいかんというような思いもありまして、素直に賛同できてないのは、そのところが重点的な考えでございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

反対ございませんか。

それでは賛成討論、中原委員。

中原委員 これまでもいろいろなところで家庭ごみの有料、無料の議論はしてきたところでありま  
すけれども、先ほどの質疑の中で、町長のほうから基礎自治体の固有の事務であるという  
言葉、これまでもお聞きしてきましたが、そういった当然の立場が明確に示されたという  
ことと、加えて何と言ってもやはり家庭ごみの無料化というのは住民の多くの方の強い願  
いであるということから賛同するものであります。

あわせて、岬町としてごみの減量化についても努力を払っているという姿勢の賛同の一  
因というものであります。生ごみ処理機については、まだまだ改善の努力が必要であると  
言わざるを得ない点がありますけれども、この事業化を実施しているという点や、また廃  
プラスチック、缶、瓶、ペットボトル等の分別によって焼却するごみを減らす努力を続け  
ていると。現に、環境省が定めている3つの目標のうちの2つについては、目標をクリア  
しているということでもありますし、ごみ行政全般について町として一定の努力を払って  
いると感じておりますので、この条例については大いに賛同するものであります。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第25号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正す  
る条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求  
めます。

(挙手同数)

反保委員長 以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、岬町議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が本件に対して  
裁決をいたします。

議案第25号については、委員長は可決と裁決いたします。

よって、議案第25号は、本委員会におきましては可決されました。

議案第26号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を受けておりま  
すが、補足説明を担当課からお願いいたします。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 第5期平成24年度から26年度の介護保険料案について、委員会資料の27ページから29ページに沿って説明をさせていただきます。

まず、27ページをごらんください。

今回の改正案では、保険料の段階を所得に応じて細分化を行いました。

反保委員長 委員会資料では26ページまでしかないということなんですけれど。

暫時休憩いたします。

再開時間は午後2時20です。

(午後 2時13分 休憩)

(午後 2時25分 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

議案第26号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますが、補足説明を担当課からお願いします。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 資料が行き届いておりませんで、大変ご迷惑をおかけいたしました。

ただいまお配りさせていただきました追加の資料に基づきまして、第5期、平成24年度から26年度の介護保険料案について説明させていただきます。

まず、27ページをごらんください。

今回の改正案では、保険料の段階を所得に応じて細分化を行いました。資料左側、現行の8段階、9区分から右側、改正案11段階、第3段階特例と第4段階特例を加えて13区分に変更しています。その中で基準となるのが、第4段階の保険料です。年額で5万7,330円、月額保険料を4,788円と設定しています。この基準額の負担割合を1として、第1段階の0.5から第11段階の1.9までを設定して段階ごとの保険料を算出しています。

それでは、基準額となります第4段階の保険料の算出について、資料の28ページ、介護保険料算出プロセスに沿って説明させていただきます。

まず、平成24年度から26年度までの3カ年に必要な経費を算出します。給付額は、24年度に実施される介護報酬の改定による上昇分、地域区分の見直しによる上昇分、また認定者の伸びなどによる給付額の上昇を見込み、地域支援事業費をあわせて①の4.9億

8, 825万7, 000円となります。そのうち、第1号被保険者が負担する割合は21%ですので、②の10億4, 753万4, 000円となります。

③の計算式についてです。まず、調整交付金ですが、国の負担割合は25%ですが、そのうちの5%が調整交付金として交付されます。調整交付金は、75歳以上の高齢者の比率が高い市町村や所得水準が全国平均より低い市町村については、介護保険の財源が不足することがないように、市町村によっては5%枠を超えて国から交付されるもので、5%を超えて交付される額を予測して、902万円をマイナスしています。

次に、準備基金の取り崩しについてです。

資料の29ページもあわせてご覧ください。

現在保有の基金1億8, 700万円のうち、1億6, 000万円を取り崩すこととします。全額取り崩さないのは、介護給付費の予想以上の増加に備えるためと、第6期の保険料の急激な上昇を緩和するためで、約2, 000万円ほど基金を残しておくことで安定した保険財政の運営を図る財源としたいと考えています。

次に、財政安定化基金の取り崩し額が1, 196万3, 000円です。

次は、プラス要素として市町村特別給付費等として3, 000万円を上乗せしています。この項目は、大阪府の指導により財源調整のために設けたもので、国からの予測する交付金が予定どおり入らない場合の収入不足を防ぐためのものです。

このようにして、保険料として必要な額8億9, 655万1, 000円を算出しています。

④では、必要額を収納率98.5%で補正して、9億1, 020万4, 000円が保険料として徴収する額となり、⑤の被保険者数で割り、第4段階の保険料4, 778円を算出しています。

27ページにお戻りください。

今回の改正では、第3段階の方及び第4段階の方のうち所得が低い方については、それぞれ特例の金額を設定し、介護保険料の負担が重い低所得の方の負担の軽減を図ります。

また、第5段階から上の課税の方についても、収入に応じたきめ細かい保険料の負担になるよう所得区分をさらに細分化し、11段階までの7つの段階を設定することで、これまで収入に対して負担感が大きかった層に対しても減額の幅を大きくしているのが特徴となっております。

追加の説明は以上です。

反保委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

賛成。はい。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 中原委員、賛成討論。

中原委員 介護保険料の時期の改定については、これは非常に努力された結果ではないのかなあというふうに感じて見せていただいております。一番所得の高いとされる第1段階においては、値上げということになってしまいますけれども、これは大変に申しわけないというか複雑な気持ちではありますけれども、ほかの市町村を見ておきますと、値上げになっているところが非常に多いんですね。その中で、所得になるべく応じた形で値下げのために努力をされたということについて、高い評価をしながらこの資料も見せていただいているところでもあります。今後についても、引き続き努力を行っていただきますように要望して賛同したいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第26号「岬町介護保険条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第26号は、本委員会において可決されました。

中原委員より、午前中の発言について訂正したいとの申し入れがありますので、中原委員。

中原委員 お時間いただきまして恐縮ですが、議案で言いますと、議案第2号の「平成23年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」中で、質疑をさせていただいておりましたが、私の

ほうで保育システムの修正委託料について勘違いをしておりましたので、その点について発言を訂正したいと思います。

私は、国の税制が変わったことで年少扶養控除の縮小が行われましたので、それに準じた形でシステムを変えるんだというふうに理解しておったんですが、担当者のほうから、それとは反対のことであると、この負担を回避するための手だてであるということの後ほど伺いする機会がありまして、その点については、これは住民負担増につながるものなので、この点については賛同できないというふうに討論の中では申し上げたところでありますけれども、その点については削除したいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

反保委員長 訂正のほうをよろしくお願ひします。

中原委員 賛否は変わりません。

反保委員長 訂正のほうをよろしくお願ひします。

以上で、本委員会に付託を受けました議案13件については、すべて議了いたしました。

本日の審査経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、厚生委員会を閉会いたします。

(午後 2時45分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成24年3月14日

岬町議会

委 員 長      反 保      多 喜 男